**育友会会則変更について**

概要：書面での出欠席・委任状提出をお願いしていたが、集計の煩雑さや未提出等の現状を解消できるよう、電子メール・アンケートフォームを使用しての集計を可能にする為、育友会会則を変更することを提案します。

|  |  |
| --- | --- |
| **新** | **旧** |
| （総会の招集）  第11条　総会は、毎年１回６月に会長が**書面もしくは電磁的方法（電子メール）により**招集する。但し、会長が必要と認めたとき、及び会員の３分の１以上の要請のある場合は、臨時に開くことができる。  総会の議長は会長があたり、臨時による総会の議長は会員の互選により決める。  （総会の決議）  第12条　総会は、会員の３分の１以上を以って成立し、決議は出席者の過半数を以って決する。但し、**いずれも書面もしくは電磁的方法（電子メール）による委任状を含む。** | （総会の招集）  第11条　総会は、毎年１回６月に会長が招集する。  但し、会長が必要と認めたとき、及び会員の３分の１以上の要請のある場合は、臨時に開くことができる。  総会の議長は会長があたり、臨時による総会の議長は会員の互選により決める。  （総会の決議）  第12条　総会は、会員の３分の１以上を以って成立し、決議は出席者の過半数を以って決する。但し、いずれも委任状を含む。 |
| 附　　　則  この会則は、令和4年10月1日より施行する。  **令和6年6月8日第11条・12条改正** | 附　　　則  この会則は、令和4年10月1日より施行する。 |